

## ふるさと納税を通じて市民意識の向上とまちおこしを目指す条例（案）

自分を育ててくれた「ふるさと」に自分の意思で納税し、ふるさとを応援したいという市民の気持ちを形にする趣旨から、平成二十年に地方税法の改正が行われ、いわゆる「ふるさと納税」が始まった。

その趣旨は崇高なものであったが、寄附金を巡る自治体間の返礼品競争は過熱の一途を辿っており、いまや単なる節税対策としての側面が見られるようになってきていることは、この趣旨を没却するものである。

そこで、ふるさと納税を取り巻く現状を改善し、本来の趣旨に沿った納税のあり方を広く市民に周知することを通じて、市民意識の向上を図るとともに、ふるさと納税等を通じてまちおこしを行うためにこの条例を定める。

### （目的）

第一条 この条例は、ふるさと納税にあたり市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、市民意識の向上、市の財源確保及び市内産業の育成を行うことを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ふるさと納税 市民が市以外の自治体に対して寄附するもののうち、地方税法第三百十四条の七が適用されるものをいう。
- 二 ふるさと納税等 ふるさと納税及び市内に所在する法人が市以外の自治体に対して寄附するもののうち、租税特別措置法第四十二条の十二の二が適用されるものをいう。
- 三 市 基礎的な地方公共団体としての●●市をいう。
- 四 市長等 市長及び市教育委員会をいう。
- 五 市民 市内に在住する個人をいう。
- 六 市民等 市内に在住する個人及び市内に所在する法人をいう。
- 七 市外住民等 市民以外の個人及び市に本社が所在しない法人をいう。

### （市長等の責務）

第三条 市長は、市民がふるさと納税を適正に行うことを推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- 一 ふるさと納税の趣旨に関する広報誌及び講座等による市民への周知
  - 二 市民がふるさと納税を行うことにより市の財政及び施策に与える影響の公表
- 2 市長は、財源の確保を行うため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- 一 市外住民等に対して市の情報を提供することによる市への関心の誘発

二 市外住民等がふるさと納税等を行った際に活用する施策の内容の公表

- 3 市長は、ふるさと納税の返礼品を選定するにあたり、市内事業者を選定するよう努めなければならない。
- 4 市長等は、ふるさと納税の目的や用途について、児童及び生徒への教育に努めるものとする。
- 5 市長は、ふるさと納税等に関する調査研究を行わなければならない。
- 6 市長等は前五項の施策を講ずるに当たり、必要な限度において、●●県及び県内市区町村その他の関係機関に対して連携を求めることができる。
- 7 市長は、市民がふるさと納税を行うに際して、市民が市以外の自治体を応援したいという自由な意思を阻害してはならない。

(市民の責務)

第四条 市民は、ふるさと納税を行うにあたり、ふるさと納税の趣旨を理解し、本市の財政及び施策に与える影響を勘案するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 市の返礼品に指定された事業者は、その原材料の調達、包装及び搬入に当たり、市内事業者を活用するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第六条 市長は、ふるさと納税に関する推進計画を策定しなければならない。

- 2 ふるさと納税の収納状況、財政及び施策に与える影響は、毎年度、市議会に報告しなければならない。

(会議体の設置)

第七条 市長は、前条の計画を策定及び管理するため、●●市ふるさと納税対策協議会を設置するものとする。

- 2 前項の協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員十五人以内で組織する。
  - 一 学識経験者
  - 二 商工団体
  - 三 市議会議員
  - 四 市職員
  - 五 市内に所在する学校の教員
  - 六 その他この条例の目的を達成するために必要な者

(ふるさと納税とまちおこしの日)

第八条 ふるさと納税を通じて、市民意識の向上と市内産業の育成を行うため、毎年●月●日を「●●市ふるさと納税とまちおこしの日」と定める。

(見直し)

第九条 この条例は、第一条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後四年ごとに見直しを行うものとする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成●年●月●日から施行する。